

カーシェアリングサービス利用規約

第1条（本サービス規約の位置付け）

1. 本カーシェアリングサービス利用規約（以下「本サービス規約」といいます。）は、SORABITO 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するカリモという名称のカーシェアリングサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2. 本サービス規約は、当社が別途定める「共通サービス会員規約」（以下「共通会員規約」といいます。）並びにその他の関連規程（以下、総称して「規約等」といいます。）とあわせて適用されます。
3. 本サービス規約と共通会員規約その他規約等の定めが抵触する場合には、本サービス規約が優先されるものとします。但し、本サービス規約に定めのない事項については、共通会員規約その他規約等の定めに従うものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本サービス規約において使用される用語は、以下に定めるほか、共通会員規約その他規約等に定める意味を有するものとします。
 - (1) 「カーシェア車両」とは、当社及び提携事業者が所定の保管場所に保管し、本サービスにおいて貸渡の対象となる自動車をいいます。
 - (2) 「提携事業者」とは、本サービスを当社とともに提供する事業者をいいます。
 - (3) 「端末」とは、本サービス利用のために会員自身が用意する、当社アプリに対応する通信端末をいいます。
 - (4) 「本サービス規約」とは、本書面のことをいい、共通会員規約・レンタカー貸渡約款その他当社または提携事業者が別途定める規程とあわせて「規約等」を構成します。
2. 本サービス規約における「会員」は、共通会員規約の定めにより当社の承認を得た個人または法人をいい、当社及び提携事業者とカーシェア車両の貸渡に関する契約を締結する資格を有します。

第3条（カーシェア車両の貸渡及び当社アプリ）

1. 会員は、共通会員規約、本サービス規約及びレンタカー貸渡約款その他規約等の定めに従い、カーシェア車両の貸渡しを受けることができます。
2. 会員は、当社または提携事業者が提供するアプリケーション（以下「当社アプリ」といいます。）を通じてカーシェア車両の予約・利用手続きを行うものとし、当社は本サービス規約に定める条件の下で会員に当社アプリを使用する権利（非独占的・譲渡不

能)を許諾します。

3. 当社アプリに関する知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含みます。)及び所有権その他一切の権利は当社または正当な権限を有する第三者に帰属し、前項の当社アプリの使用許諾は当該権利の譲渡を意味しません。

第4条(利用料金および支払方法)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり発生する利用料金、延滞金、その他一切の費用(以下「利用料金等」といいます。)について、当社が指定する方法により、当社に対して支払うものとします。
2. 前項の支払方法にはクレジットカード決済、口座振替、その他当社が指定する決済手段が含まれ、当社は必要に応じてこれを追加または変更することができます。
3. 会員は、当社または当社が委託する決済代行会社のシステムを通じて利用料金等を支払うものとし、その具体的な手続の詳細は当社が別途定めるところによります。
4. 会員がレンタカー貸渡約款のレンタカーをカーシェアリングサービスとして利用する場合においても、その利用料金等は本条に従って当社に対して支払うものとします。
5. 会員が利用料金等の支払を遅滞した場合、会員は年10%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第5条(本サービスの利用に関する注意事項)

1. カーシェア車両を借り受けるにあたっては、会員が当社及び提携事業者の定めるレンタカー貸渡約款その他規定を遵守するものとし、会員がこれらに違反した場合、当社及び提携事業者はカーシェア車両の貸渡しの拒否または本サービス規約の解除を行うことができます。
2. 会員は、当社アプリの利用にあたり、端末を自己の責任と負担において用意・管理するものとし、その盗難、紛失、不正アクセス等により生じた損害については、会員が負担するものとします。

第6条(禁止事項)

会員は、本サービス並びに当社アプリ及びこれに関連するコンテンツ等(以下「当社アプリ等」と総称します。)の利用に際し、以下の行為をしてはなりません。

- (1) 当社または第三者(提携事業者を含む。)の知的財産権、財産・権利・プライバシーを侵害する行為
- (2) 当社または第三者の名誉・信用を毀損する行為
- (3) 有害なプログラム・スクリプト等を送信または書き込む行為
- (4) 当社アプリ等の運営を妨げ、またはその恐れのある行為

- (5) 法令または公序良俗に違反する行為
- (6) 本サービス規約及び共通会員規約その他規約等の定めに違反する行為
- (7) 当社アプリ等を無断で複製、改変、公衆送信、譲渡、翻案、再使用許諾等する行為
- (8) 当社アプリ等を不正または営利目的で使用する行為
- (9) その他当社が不適切と合理的に判断する行為

第7条（本サービス規約の譲渡等）

- 1. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他あらゆる形態を含む）した場合、当該事業譲渡に伴い本サービス規約に基づく当社の権利及び義務を譲受人に譲渡できるものとし、会員は予めこれに同意します。
- 2. 会員は、本サービス規約及び共通会員規約その他規約等に基づき付与される権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第8条（利用の停止・終了）

- 1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会員への事前通知なく、本サービスまたは当社アプリ等の全部または一部の利用を停止または終了させることができます。
 - (1) 本サービス規約及び共通会員規約その他規約等の定めに違反した場合
 - (2) 第6条各号の禁止事項に該当する行為を行った場合
 - (3) 反社会的勢力等に該当する、または関係を有すると認められる場合
 - (4) その他当社が会員として不適当と合理的に判断した場合
- 2. 本条に基づく利用の停止または終了により会員に損害が生じたとしても、当社の故意または過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第9条（当社アプリ等の中断）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、会員に事前通知することなく、当社アプリ等のサービス提供を一時的に中断することがあります。
 - (1) システム保守を緊急または定期的に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災など不可抗力によりサービス提供が困難になった場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等によりサービス提供が困難になった場合
 - (4) 通信サービスの停止、その他通信障害が発生した場合
 - (5) その他運営上または技術上、当社がやむを得ないと合理的に判断した場合
- 2. 当社は、当社の合理的な判断により、当社アプリ等のサービスの提供を終了することができます。この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。
- 3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき会員に生じた損害について、当社の

故意または過失による場合を除き、責任を負いません。

第 10 条（利用情報の削除）

当社は、会員に事前に通知することなく、会員が当社アプリ上で生成・保持した情報を削除することができ、これによって会員または第三者に損害が生じたとしても、当社の故意または過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第 11 条（当社アプリ等の変更・廃止）

1. 当社は、当社の判断により、会員の事前承諾を要することなく、当社アプリ等の内容を変更、追加または廃止できるものとします。
2. 当社は、前項の措置により会員または第三者に損害が生じたとしても、当社の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。

第 12 条（本サービス規約の変更）

1. 当社は、共通会員規約及びその他規約等の定める手続に従い、本サービス規約の内容を変更できるものとします。
2. 当社は、本サービス規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。
3. 当社が本サービス規約を変更し、その効力が生じた後に会員が本サービスを利用した場合、会員は変更後の規約に同意したものとみなされます。

第 13 条（免責事項）

1. 当社は、当社アプリ等及び本サービスが特定の目的への適合性、有用性、正確性、完全性等を有することを保証しません。会員は自己の責任で本サービス及び提携事業者の提供するコンテンツを利用するものとします。
2. 当社は、第三者による不正アクセス、コンピュータウイルスの混入等、通信回線・サーバー等の障害、または提携事業者の誤謬等により生じる損害について、当社の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。
3. 本サービスの利用に関し、会員と第三者（他の会員や提携事業者等）との間で生じた紛争については、会員が負担するものとします。
4. 当社の故意または重過失による場合を除き、本サービスに関する当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害等は含まないものとし、また、会員から現実に受領した本サービスの利用料金の総額と 10 万円の高い方の金額を上限とします。

第 14 条（個人情報の取扱い）

1. 当社が当社アプリを通じて取得する会員の個人情報の利用目的は、共通会員規約に定めるとおりとします。
2. 前項のほか、本サービス利用に関連して当社が取得する個人情報については、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

第 15 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本サービス規約の成立、効力、及び履行に関しては日本法が適用されます。
2. 本サービス規約に関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（存続規定）

第 3 条第 3 項、第 4 条（未払いがある場合に限ります。）、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 13 条から本条までの規定は、本サービス規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約が終了した後も有効に存続するものとします。

第 17 条（その他）

本サービス規約に定めのない事項や本サービス規約の解釈に疑義が生じた場合、共通会員規約その他規約等及び関連法令の趣旨に従い、当社が合理的に判断します。

【2025 年 6 月 16 日制定】

共通サービス会員規約

第1条（目的）

1. 本共通サービス会員規約（以下「本会員規約」といいます。）は、SORABITO 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供・運営する各種サービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含み、以下総称して「本サービス」といいます。）の利用に関し、当社と当社が承認した会員（第2条に定義。）の間の権利義務関係を定めるものです。
2. 当社は、本会員規約に加え、本サービスの個別の利用条件や料金体系等を定めた個別規約（以下「個別規約」といいます。）を設けることができ、会員は本会員規約と個別規約の双方に同意したうえで本サービスを利用するものとします。
3. 本会員規約と個別規約の定めが抵触する場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。但し、本会員規約及び個別規約に定めのない事項については、本会員規約の趣旨に従って当社と会員の間で協議を行うものとします。
4. 本会員規約及び個別規約と、提携先（第2条に定義。）の定める規約の定めが抵触する場合には、本会員規約及び個別規約の定めが優先されるものとします。

第2条（定義）

本会員規約で使用する用語の意味は、以下のとおりとします。但し、個別規約で別途定義される場合には、そちらが優先します。

1. 「会員」とは、当社の指定する方法により入会申込を行い、当社が承諾した個人または法人を指します。
2. 「会員情報」とは、会員が当社に提供する一切の情報（個人の場合の氏名・住所、法人の場合の名称・所在地、その他連絡先・支払情報等を含みます。）を指します。
3. 「提携先」とは、当社と業務提携契約等を締結し、本サービスの提供・運営を補完する事業者を指します。

第3条（入会）

1. 本サービスの利用を希望する個人または法人（以下「入会希望者」といいます。）は、当社所定の手続に従い入会を申し込み、当社が必要と判断する書類・情報を提出しなければなりません。
2. 当社は、入会希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、入会を拒否することがあります。
 - (1) 過去に当社または提携先の規約（本会員規約・個別規約等を含む）に違反し、利用停止措置等を受けたことがある。
 - (2) 会員情報に虚偽や重大な不備がある。

(3) 支払能力に疑義がある、または反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）に該当する。

(4) その他、当社が会員として不適当と合理的に判断する事由がある。

3. 当社は、前項その他当社の基準に従って入会希望者の入会の可否を判断するものとし、当社が入会申込を承諾した時点で、入会希望者は会員資格を取得します。但し、当社が後に不適切と合理的に判断した場合、承諾後であっても会員資格の取り消し等の措置を取ることがあります。

第4条（会員資格の失効・退会）

1. 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく会員資格を失効させることができます。
 - (1) 法令や本会員規約・個別規約等に違反する行為を行った場合。
 - (2) 会員情報に虚偽や重大な不備がある。
 - (3) 当社または提携先に対する支払を怠り、相当期間を定めた催告にも応じない場合。
 - (4) 6ヶ月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
 - (5) 会員が反社会的勢力等に該当する、または関与していると判明した場合。
 - (6) その他、当社が会員資格の維持を不適当と認める合理的な事由がある場合。
2. 会員は、当社所定の手続によって任意に退会することができます。退会の申出時点で未納の料金等がある場合、会員は速やかに支払わなければなりません。
3. 会員資格の失効または退会により、会員は当該会員資格に基づく本サービス及び個別規約上の地位を当然に失うものとします。
4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について、当社の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。

第5条（会員情報の管理）

1. 会員は、当社へ提供した会員情報（個人の場合は氏名・住所、法人の場合は名称・所在地、その他連絡先・支払情報等）が常に正確かつ最新の状態となるよう、変更が生じた際は速やかに当社の定める方法で届け出るものとします。
2. 会員情報に虚偽や不備があったことにより、会員または第三者に生じた損害については、会員が負担するものとします。

第6条（ID・パスワード等の管理）

1. 当社が会員に付与する ID、パスワードその他の認証情報（以下「認証情報」といいます。）は、会員が自己の責任で管理・使用するものとし、第三者に譲渡、貸与、名義変更等を行ってはなりません。
2. 会員が認証情報を不適切に管理したことによって損害については、会員が負担するものとします。
3. 認証情報が漏えいした恐れがある場合、会員は直ちに当社へ連絡のうえ、当社の指示に従うものとします。

第 7 条（サービスの内容）

1. 当社は、会員に対して各種サービスを提供します。その具体的な内容、機能、料金その他の事項については、当社ウェブサイト・アプリまたは個別規約等で案内・告知します。
2. 会員は、当該サービスに関する個別規約やガイドライン、マニュアル等を遵守しなければなりません。

第 8 条（利用料金・支払方法）

1. 本サービスの利用に際して発生する料金、支払時期・方法などは、本会員規約及び個別規約で定めるとおりです。
2. クレジットカード決済を行う場合、会員とクレジットカード会社との間で生じる紛争・トラブルについては、会員が負担するものとします。
3. 法人会員（法人である会員をいいます。以下同じ。）の場合、口座振替や請求書払い等、当社との協議により別途支払方法を定めることができます。

第 9 条（サービスの変更・停止）

1. 当社は、以下の場合において、会員への事前通知なく本サービスの全部または一部を変更、中断、停止することができます。
 - (1) システム保守・メンテナンスを行う場合。
 - (2) 天災、停電、火災、戦争、暴動その他不可抗力により提供が困難になった場合。
 - (3) 技術的または運営上やむを得ない事由がある場合。
2. 当社は、前項に基づくサービス変更・停止等により会員や第三者に損害が生じても、当社の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。但し、個別規約等で別段の定めを置く場合は、この限りでないことがあります。

第 10 条（試験的サービスの提供）

1. 当社は、本サービスの一部として、または独立した形で、試験運用中である旨を明示したうえで開発中であるサービスや「ベータ版サービス」（以下総称して「開発中サー

- ビス」といいます。)を会員に提供する場合があります。
2. 会員は、開発中サービスがその性質上、バグや瑕疵、誤作動等を含み得ることを理解し、自己責任で利用するものとします。
 3. 当社は、予告なく開発中サービスの内容を変更したり、提供を停止もしくは中止することができ、これにより会員に損害が生じても、当社の故意または過失による場合を除き、当社は責任を負いません。
 4. 当社は、開発中サービスの完全性、正確性、有用性、安全性等につき一切保証しません。

第 11 条 (会員の責任)

1. 会員は、本会員規約・個別規約に違反する行為、または会員の故意・過失により当社もしくは第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負います。
2. 法人会員の場合、その役員・従業員・代理人その他の関係者の行為も含め、法人会員自身が責任を負うものとします。

第 12 条 (保証の排除)

1. 当社は、本サービスにつき以下の事項について一切の保証を行いません。
 - (1) 会員の利用目的に適合すること。
 - (2) 中断・停止・エラーが発生しないこと。
 - (3) 正確性・有用性・安全性・適法性その他の内容。
2. 当社が提供する情報や機能が、常に最新かつ正確であることや、不具合の修正が迅速に行われることについても保証しません。

第 13 条 (免責)

1. 当社は、不可抗力事由やシステム障害、通信回線トラブルなど当社の責に帰し得ない事由によって本サービスの全部または一部を提供できない場合、これにより会員または第三者に発生した損害について当社の故意または過失による場合を除き、賠償責任を負いません。
2. 本サービスに関連して会員と他の会員、提携先その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、会員の費用と責任において処理及び解決するものとします。
3. 当社が任意に本サービスの仕様変更、停止、終了などを行った場合も、会員または第三者に発生した損害について当社の故意または過失による場合を除き、責任を負いません。但し、個別規約等に別段の定めがあるときはこの限りではありません。
4. 当社の故意または重過失による場合を除き、本サービスに関する当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害等は含まないものとし、また、会員

から現実に受領した本サービスの利用料金の総額と 10 万円の高い方の金額を上限とします。

第 14 条（権利帰属）

1. 本サービスや当社ウェブサイト・アプリ等に関する著作権、商標権、その他知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾している正当な権限を有する第三者に帰属します。
2. 会員は、当社または当該第三者の権利を侵害しない範囲で本サービスを利用し、当社または権利者の事前の書面による承諾を得ずに複製・翻案・公衆送信・譲渡等を行ってはなりません。

第 15 条（秘密保持）

1. 会員は、本サービスの利用を通じて知り得た当社または第三者の技術情報、営業情報その他一切の非公知情報（以下「秘密情報」といいます。）を、当社の事前の書面承諾なく本サービスの利用以外の目的で使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはなりません。
2. 前項は、会員が退会しまたは会員資格を失効した後もなお有効に存続します。但し、既に公知となっている情報や、会員が正当な権限をもって取得した情報は除きます。
3. 会員は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

第 16 条（個人情報等の取扱い）

当社による会員の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める「個人情報」を意味します。）の取扱いについては、別途定める当社のプライバシーポリシー

(<https://www.sorabito.com/policy>) の定めによるものとし、会員はこのプライバシーポリシーに従って当社が会員の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。

第 17 条（本規約の譲渡等）

1. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他あらゆる形態を含む）した場合、当該事業譲渡に伴い本会員規約に基づく当社の権利及び義務を譲受人に譲渡できるものとし、会員は予めこれに同意します。
2. 会員は、当社の事前の書面による承諾がない限り、本会員規約上の権利または義務を第三者に譲渡、担保設定その他の処分を行うことはできません。

第 18 条（本規約の変更）

当社は、本規約（当社ウェブサイト（<https://www.sorabito.com>）に掲載する本サービスに関するルール、個別規約等を含みます。以下本項において同じ。）を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。法令上当該変更が会員の同意を要する場合、当社は、当社所定の方法で会員の同意を得るものとします。

第 19 条（有効期間）

1. 本会員規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約は、会員について第 3 条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該会員の会員資格が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と会員との間で有効に存続するものとします
2. 前項の契約が終了した場合、個別規約の諸規定に従った当該個別規約にかかるサービスの利用にかかる契約も当然に終了するものとします。

第 20 条（存続規定）

第 4 条第 4 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 8 条（未払いがある場合に限ります。）、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項から第 4 項まで、第 11 条から第 17 条まで、第 19 条第 2 項、第 20 条、第 22 条から第 24 条までの規定は、本会員規約の諸規定に従った本サービスの利用にかかる契約が終了した後も有効に存続するものとします。

第 21 条（言語）

1. 当社は、必要と判断した場合、日本語以外の言語で本サービスを提供することができません。
2. 本会員規約の日本語版と日本語以外の言語版との間に齟齬がある場合、日本語版が優先して適用されるものとします。

第 22 条（完全合意）

本会員規約及び個別規約等は、本サービスに関する当社と会員との間の完全な合意を構成します。書面による明示的合意がない限り、これと矛盾・抵触する過去の合意や口頭での取決めは効力を有しません。

第 23 条（分離可能性）

1. 本会員規約のいずれかの条項、またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合でも、残りの規定及び無効または執行不能と判断された条項の残りの部分は継続して効力を有するものとします。
2. 当事者は、前項の場合において無効または執行不能と判断された条項を有効かつ執行

可能にするために必要な修正を行い、当該条項が有していた法律的及び経済的効果と同等の結果を可能な限り確保するよう協議するものとします。

第 24 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本会員規約の成立、効力、及び履行に関しては日本法が適用されます。
2. 本会員規約に関連して生じる一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2025 年 6 月 16 日制定】

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社タウ（以下「当社」といいます。）は、この約款及び細則の定めるところにより、当社所定の貸渡場所において貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2. 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。
3. 当社は、「レンタカー貸渡約款」、並びに、SORABITO 株式会社（以下「協業先」といいます。）との提携に基づき、協業先が定める「共通サービス会員規約」及び「カーシェアリングサービス利用規約」その他関連規程（以下総称して「協業先規約等」といいます。）と整合性をもって本サービス（レンタカーの貸渡し）を提供するものとします。協業先規約等に定める内容と本約款の定めが抵触する場合は、協業先規約等が優先して適用されるものとします。

第2章 予約

(予約の申込み)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2. 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

(予約の変更)

第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

(予約の取消し等)

第4条 借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2. 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

3. 前項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとします。
4. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。

(代替レンタカー)

第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、当社と借受人との間で特約がない限りにおいて、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
4. 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しとして取り扱うものとします。

(免責)

第6条 当社及び借受人は、第4条第4項及び第5条第3項により予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかった場合は、相互に何らの請求をしないものとします。

(予約業務の代行)

第7条 借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う協業先、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。

2. 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

第3章 貸渡し

(貸渡契約の締結)

第8条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡

すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2. 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3. 当社は、監督官庁の基本通達に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。

（貸渡契約の締結の拒絶）

第9条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- 1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- 2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- 3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- 4) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
- 5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 6) 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
- 7) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とが異なるとき。
- 8) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- 9) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
- 10) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第23条第1項に掲げる事実があったとき。
- 11) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- 12) 別に明示する条件を満たしていないとき。
- 13) 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱います。

（貸渡契約の成立等）

第10条 貸渡契約は、借受人が貸渡場所において、借受開始手続きを行ったときに成立するものとします。

2. 前項の貸渡場所は、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)

第11条 貸渡料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあつては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

2. 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に通用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

3. 消費税率については当該契約物の引渡日における税率によるものとします。

4. カーシェアリングサービスとしてレンタカーを利用する場合の利用料金の支払先および支払方法については、協業先が定める「カーシェアリングサービス利用規約」に従うものとし、当社が直接貸渡料金を徴収しないことがあります。具体的な支払方法・手続きについては、同規約の定めに従い、借受人が協業先に対して支払うものとします。

(借受条件の変更)

第12条 借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)

第13条 当社は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2. 当社は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3. 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4. 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

第14条 当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた

事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4. 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

第4章 使用

(管理責任)

第15条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

(日常点検整備)

第16条 借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為)

第17条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- 1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- 2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- 3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- 4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- 5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- 6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- 7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- 8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- 9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(GPS 機能及び自動車メーカー等の車両通信機)

第 18 条 借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS 機能」といいます。）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社並びに協業先が下記の目的で当該記録情報を利用することに同意するものとします。

- 1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- 2) 第 26 条その他本約款に規定する不返還状態等が生じた場合、又はレンタカーの管理若しくは貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- 3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等を目的とし、個人を識別・特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。
2. 借受人及び運転者は、前項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。
3. 借受人及び運転者は、レンタカーに自動車メーカーやその提携事業者、及び情報通信事業者等（以下あわせて「自動車メーカー等」といいます。）の車両通信機が標準搭載されている場合があり、自動車メーカー等が、車両稼働支援サービス、車両運行支援サービス、その他自動車メーカー等が公表している利用目的のため、車両通信機よりレンタカーの車両状態情報（稼働情報、位置情報、制御情報、故障情報等）を取得する場合があることに同意するものとします。
4. 借受人及び運転者は、前項の車両状態情報について、当社が、前項各号の目的又は本条第 1 項各号の目的で利用するために、自動車メーカー等から提供を受ける場合があること、及び当社と協業先がそれらの情報を共同して利用する場合があることに同意するものとします。

(ドライブレコーダー)

第 19 条 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況等が記録されること、及び当社並びに協業先が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

- 1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
- 2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況等を確認するため。

3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度

の向上等を目的として、個人を識別・特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。

2. 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

(違法駐車の場合の措置等)

第 20 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2. 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4. 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に

対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。)を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が別に定める駐車違反違約金

(3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6. 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金(次項において「駐車違反金」といいます。)を申し受けることができるものとします。

7. 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

第5章 返還

(返還責任)

第21条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2. 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社は、別に定めるところにより延滞料金その他当社に与えた一切の損害を支払い、賠償するものとします。

3. 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

(返還時の確認等)

第22条 借受人又は運転者は、レンタカーを返却する場合、第12条第1項にて定められた場所に、借受開始時の状態で返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項に定める場合の他、レンタカーの返還にあたって、レンタカーに異常を発見した場合は、速やかに連絡するものとします。

(遺留品の取扱い)

第 23 条 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者その他第三者が車内に残された物品（以下「遺留品」といいます。）がないことを確認して返還するものとします。

2. 無人の引渡場所においてレンタカーの貸渡し及び返却が行われる本サービスの性質上、当社は、原則として返却されたレンタカーの中に遺留品があるか否かの確認及び遺留品がある場合の回収をすることができず、遺留品をそのままにしたことによって借受人、運転者、同乗者その他第三者に生じた損害については、借受人がその責任を負うものとします。

3. 借受人が返却済みのレンタカーに遺留した残置物の回収作業を当社に委託することを希望したときは、当社は、残置物の性質、当該レンタカーの利用状況、当社従業員の執務状況その他の事情を踏まえて回収作業を行うことが可能であると判断した場合にのみ、借受人の委託に応じることがあります。当社が回収作業を受託する場合には、借受人は、現に遺留品が回収されるか否かに拘らず、回収作業に要する費用として 2 万円ただし回収作業に要すると見込まれる費用が 2 万円を超える場合には当該金額を当社に支払うものとします。ただし、遺留品の回収により、当社が当該レンタカーを使用できなかった場合には、借受人はその利用不能期間に応じて、当社料金表に基づく日額料金を乗じた金額を当社に支払うものとします。

4. 当社は、借受人からの受託によらずレンタカーから遺留品を回収したときは、次 の各号に従って取り扱います。

(1) 財産的価値のない遺留品、又は、産業廃棄物、腐敗のおそれのある物、危険物、その他の継続的に保管することが困難な残置物については、当社にて速やかに適法な方法で廃棄します。

(2) 運転免許証、パスポート、クレジットカード（ETC カードを含み、以下同様とします）、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から 3 か月間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明した場合には当該所有者 クレジットカードについては発行会社に引取りを催告します。そして、回収した日から 3 か月の間に所有者の氏名及び住所が判明しなかったとき、又は所有者から引取りの申出がないときは 廃棄します。

(3) 法律によって所持が禁じられている銃砲、刀剣類、薬物その他の物については、直ちに所轄の警察署に届け出て引き渡します。

(4) 上記第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から 1 か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。

5. 当社が借受人からの受託によらず回収した残置物を所有者たる借受人に引き渡したときは、借受人は、回収及び保管に要した費用として、2 万円を支払うものとす

ます。ただし回収及び保管に要した費用の合計額が2万円を超える場合には当該金額を当社に支払うものとします。

(借受期間変更時の貸渡料金)

第24条 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(返還場所等)

第25条 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用として営業所よりの距離1km毎に1,000円を負担するものとします。

2. 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×150%

(不返還となった場合の措置)

第26条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3. 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置)

第27条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

第 28 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

2. 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3. 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置)

第 29 条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第 30 条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、その時点で貸渡契約は終了するものとします。

2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第 3 項又は第 5 項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3. 故障等が貸渡し前に存した暇庇による場合は、新たな貸渡契約を締結したのとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 2 項を準用するものとします。

4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料

金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5. 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

(賠償及び営業補償)

第7章 賠償及び補償

第31条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、この損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については利用できない日数×料金表に定めるところに加え損害により発生した費用すべてを、借受人又は運転者は支払うものとします。ただし、当該損害が第23条第3項但書に基づく遺留品回収による利用不能期間に係るものであるときは、同項により算定・徴収される料金をもって本項の営業補償に代替し、重複して請求しないものとします。

(保険及び補償)

第32条 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が支払われます。

(1) 対人補償	1名につき	無制限(自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)
(2) 対物補償	1事故につき	無制限(免責金額 10万円)
(3) 車両補償	1事故につき	無し
(4) 搭乗者補償	1名につき	3,000万円

2. 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。

3. 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

4. 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第33条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

(同意解約)

第34条 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得た上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、借受人は、返還から貸渡契約最終日までの期間に対応する基本料金の全額を当社に支払うものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。

2. 前項に関わらず、貸渡契約期間が6時間未満の場合は当社は貸渡しから返還までの実利用時間に対し所定の計算に基づく従量課金を適用して精算するものとします。

第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第35条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- 1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
- 2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。
- 3) 貸渡契約の締結に際し、借受申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
- 4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

- 5) 個人情報を経営的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
3. 当社は、借受人又は運転者の個人情報の取扱いについて、協業先が定める「プライバシーポリシー」とも整合性を保ちつつ、当該プライバシーポリシー及び関連法令を遵守します。

(個人情報の利用の同意)

第36条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- 1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合。
- 2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合。
- 3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合。

(プライバシーポリシー・共通サービス会員規約等との関係)

第37条 当社は、協業先が定める「プライバシーポリシー」及び「共通サービス会員規約」「カーシェアリングサービス利用規約」その他関連規程に基づき、必要に応じて個人情報を共同利用又は提供する場合があります。

2. かかる共同利用又は提供を行う場合、当社は事前に同意を得る手続や告知等、個人情報保護法その他関連法令が定める手続きを適切に実施いたします。

第10章 雑則

(相殺)

第38条 当社は、この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

(遅延損害金)

第39条 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(細則)

第 40条 当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとしします。

2. 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとしします。これを変更した場合も同様としします。

(合意管轄裁判所)

第 41条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所としします。

第 42条 (協業先規約等の優先適用)

1. 本約款で定めのない事項、または解釈に疑義が生じた事項は、協業先規約等の趣旨に従って処理します。

2. 協業先規約等が本約款と抵触または重複する場合、協業先規約等が優先して適用されます。

附則

本約款は、許可日から施行します。

【2025 年 6 月 16 日制定】

レンタカーサービス会員規約

第1条（目的）

1. 本規約は、タウ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するレンタカーサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2. 当社は、SORABITO 株式会社（以下「協業先」といいます。）との提携に基づき、協業先が定める「共通サービス会員規約」、「カーシェアリングサービス利用規約」その他の関連規程（以下総称して「協業先規約等」といいます。）と連携して本サービスを提供します。

第2条（定義）

1. 本規約で使用する用語の意味は、次の各号に定めるほか、当社が別途定める「レンタカー貸渡約款」及び協業先規約等の定めに従うものとします。
 1. 「会員」とは、本サービスの利用を希望し、本規約及び当社が別途定める入会手続を経て、当社が承諾した個人または法人をいいます。
 2. 「レンタカー貸渡約款」とは、当社が別途定めるレンタカーの貸渡条件等を規定した約款をいいます。
 3. 「カーシェアリングサービス利用規約」とは、協業先が定めるカーシェアリングサービス全般に関する規約をいいます。
 4. 「共通サービス会員規約」とは、協業先が運営する各種サービスの共通会員制度を規定した規約をいいます。
 5. 「プライバシーポリシー」とは、個人情報保護に関する当社または協業先の方針を定めた規程をいいます。
2. 当社が別途定義する用語については、当社の公表するその他の約款・利用規約等の定めに従うものとします。

第3条（本規約の位置付け及び適用範囲）

1. 本規約は、当社が独自に定める会員規約であり、本サービスに関する会員と当社との間の利用条件を定めるものです。
2. 本サービスを利用するにあたり、会員は当社の「レンタカー貸渡約款」及び協業先規約等の適用を受ける場合があります。これらの規程と本規約の定めが矛盾または抵触する場合には、当社「レンタカー貸渡約款」または協業先規約等の定めが優先して適用されます。但し、協業先規約等と当社「レンタカー貸渡約款」の定めがさらに抵触する場合には、協業先規約等が優先して適用されるものとします。

3. 当社は、独自のプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）を別途定め、会員の個人情報を当該ポリシーに則って取り扱います。また、当該取扱いは協業先のプライバシーポリシーとも整合的に行われます。

第4条（入会及び会員登録）

1. 会員となることを希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、当社所定の手続に従い、本規約及び当社プライバシーポリシーに同意の上、会員登録を申込み、当社の承諾を受けるものとします。
2. 当社は、入会希望者が以下の各号のいずれかに該当する場合、会員登録を承諾しないことがあります。
 1. 過去に本規約、レンタカー貸渡約款、協業先規約等に違反したことがある場合
 2. 入会申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがある場合
 3. 反社会的勢力またはその関係者に該当すると当社が判断する場合
 4. その他、当社が会員として不適切と判断する事由がある場合
3. 会員登録の方法や必要書類等の詳細は、当社が別途定めるものとします。

第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社が提供するレンタカーを、会員に対し貸し渡すサービスです。具体的な貸渡条件（車種クラス、料金、利用期間、返還場所等）は、当社の「レンタカー貸渡約款」や別途定める諸規程に従います。
2. カーシェアリングサービスとして当社のレンタカーを利用する場合、その予約・決済手続は協業先のアプリ・システムを通じて行われます。会員は協業先の「カーシェアリングサービス利用規約」その他の規定を遵守するものとします。

第6条（利用料金及び支払方法）

1. 会員が本サービスを利用するにあたって発生する利用料金は、当社「レンタカー貸渡約款」及び協業先規約等の定めるところに従います。
2. カーシェアリングサービスとして利用する場合、支払いは協業先のシステムを通じてのみ行われるものとし、会員は協業先の定める方法により決済を行います。

第7条（禁止行為）

会員は、本サービスの利用に際し、以下の行為をしてはならないものとします。

1. 当社「レンタカー貸渡約款」または協業先規約等に違反する行為
2. 法令や公序良俗に違反する行為
3. 暴力的、差別的、その他第三者の権利利益を不当に侵害する行為
4. 当社または協業先、他の会員や第三者に対し迷惑・損害を与える行為
5. レンタカーを日本国外に持ち出す行為
6. その他、当社が不適當と判断する行為

第8条（退会及び会員資格の取消）

1. 会員は、当社所定の退会手続により、いつでも任意に退会することができます。但し、退会時点で未精算の料金がある場合、会員は直ちにこれを支払うものとします。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく会員資格を取り消すことができるものとします。
 1. 本規約、レンタカー貸渡約款、協業先規約等に違反した場合
 2. 当社及び協業先に対する支払を怠り、是正の見込みがない場合
 3. 反社会的勢力に関与していると判明した場合
 4. その他、当社が会員として不適當と認める場合

第9条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、当社プライバシーポリシーに従い、会員の個人情報を適切に取り扱います。また、協業先との間で、カーシェアリングサービス利用に必要な範囲で個人情報を共同利用又は提供する場合がありますが、その際は協業先規約等、個人情報保護法及び関連法令を遵守します。
2. 会員は、協業先のプライバシーポリシーにも同意の上、協業先のシステムを通じて本サービスを利用するものとします。
3. 当社は、会員に対し、レンタカー貸渡約款上必要とされる運転免許証情報、本人確認情報等を求めることがあります。取得した個人情報は、貸渡約款で定める用途及び当社プライバシーポリシーに定める目的の範囲で利用されます。

第10条 ドライブレコーダー

1. 会員は、カーシェアリング車両にドライブレコーダーが搭載されている場合があり、会員の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録（利用者情報を含みます）を以下の各号に定める場合に利用することを同意します。
 - (1)本サービスの管理のため、会員の運転状況を当社が認識する必要があると当

社が判断した場合

(2)会員に対して提供する商品、サービスの品質向上のため等、会員その他の顧客等の満足度向上のためのマーケティング分析に利用する場合

(3)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために利用する場合

2. 当社は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、以下の各号に該当する場合に第三者へ開示することがあります。

(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の解決のために必要であると判断した場合

(2)法令に基づき開示を求められた場合

(3)裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合

(4)会員より同意を取得した場合

3. ドライブレコーダーによって記録された情報を、以下のとおり扱うものとします。

(1)取得日から起算して、原則として、90日を超えない期間保存し、保存期間満了後は速やかに消去します。

(2)前号の期間内に事故・違反・苦情その他トラブルが判明した場合は、当該事案の解決に必要な範囲で抜粋データを保全し、事案終結日から最長3年間（又は法令上長期保存が必要な場合は当該期間）を限度として保存します。

(3)保存期間経過後も、個人を識別できない形式に加工した統計情報については、商品・サービス改善等の目的で利用できるものとします。

(4)当社は、前各号に基づく保管・削除の履歴をシステムに自動記録し、必要に応じて監査に供します。

第11条（サービスの変更・中断・終了）

1. 当社は、運営上もしくは技術上の理由により、本サービスの全部または一部を変更・中断・終了することがあります。

2. 前項の場合、当社は、速やかに会員へ通知または公表を行うよう努めます。但し、緊急やむを得ない場合、事前に通知できないことがあります。

3. サービスの変更・中断・終了により、会員または第三者に損害が生じた場合でも、当社は法令上認められる範囲を除き、一切の責任を負いません。

第12条（免責）

1. 当社は、会員が本サービスを利用するにあたり被った損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. カーシェアリングサービスの提供・運営に関しては、協業先が管理・運営する部分も含まれるため、当社は協業先システムの不具合・障害等に起因して生じた損害について、当社の故意または重過失がない限り責任を負いません。
3. レンタカー貸渡約款に基づく事故、故障、盗難、その他トラブルに関する補償の範囲は、同約款または当社が別途定める保険約款等に従うものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

第 13 条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約の成立、効力、履行については日本法を準拠法とします。
2. 本規約に関連して紛争が生じた場合、当社の本店または営業所を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条（規約の変更）

1. 当社は、会員の一般の利益に適合する場合または相当の事由がある場合、本規約を変更できるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当社は変更後の規約の内容及び効力発生日を当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。
3. 変更の効力が生じた後、会員が本サービスを利用した場合、会員は変更後の規約に同意したものとみなされます。

第 15 条（その他）

1. 本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社の「レンタカー貸渡約款」及び協業先規約等の趣旨に従い、当社と会員が誠実に協議のうえ解決を図ります。
2. 本規約のいずれかの条項が法令等により無効または執行不能とされた場合でも、本規約のその他の部分は継続して有効に存続するものとします。

【2025 年 6 月 16 日制定】